

公益社団法人 私立大学情報教育協会

定 款

変更履歴

(令和7年5月14日第1回定時総会決議)

第14条 総会は、定時総会として5月に1回開催するほか、6月又は7月に清算終了の臨時総会を開催する。

公益社団法人私立大学情報教育協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人私立大学情報教育協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区九段北4丁目1番14号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国の私立の大学、短期大学（以下「私立大学」という。）の連携及び教育研究機関、社会との協力によって、情報通信技術活用による大学教育の改善促進、情報活用能力を育成する大学情報教育の改善充実、大学情報環境の整備促進、大学教育支援の振興・推進に関する事業を行い、私立大学における教育研究の質的向上及び人材育成の充実を図り、もって我が国の大学及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 私立大学における情報通信技術活用による教育改善の調査及び研究、公表・促進
- (2) 私立大学における情報教育の改善充実に関する調査及び研究、公表・促進
- (3) 私立大学における情報環境の整備促進に関する調査及び研究、公表・推進
- (4) 大学連携、産学連携による教育支援の振興及び推進
- (5) 大学教職員の職能開発及び大学教員の表彰
- (6) この法人の事業に対する理解の普及
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した私立の大学、短期大学を設置する学校法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人または団体
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、総会の議決をもって推薦された者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 賛助会員及び名誉会員は、理事会が別に定めるところにより、総会の傍聴又は諸事業に参加することができる。

(会員の資格の取得)

第6条 (削除)

(代表者の届出)

第7条 正会員及び賛助会員は、この法人に対し代表者1名を定め、この法人に届けなければならない。

2 前項の規定は、正会員及び賛助会員が代表者を変更する場合にもこれを適用する。

(経費の負担)

第8条 (削除)

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員全員の同意があったとき。
- (2) 死亡し、又は会員である法人または団体が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 清算人の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として5月に1回開催するほか、6月又は7月に清算結了の臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、清算人により招集する。

2 正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、清算人に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集の請求があったときは、清算人は臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、清算人がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、正会員現在数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員現在数の半数以上であって、正会員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 清算人の解任
- (3) 損害賠償責任の免除
- (4) 定款の変更
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使)

第19条 (削除)

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を清算人に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、清算人がこれに記名押印する。

第5章 清算人

(清算人の設置)

第22条 この法人に、清算人を1名置く。

(清算人の選任)

第23条 清算人は、総会の決議によって選任する。

(役員構成の制限)

第24条 (削除)

(清算人の職務及び権限)

第25条 清算人は、法令及びこの定款で定めるところにより、財産の現況調査、現務の結了、債券の取立て及び債務の弁済、残余財産の帰属に関する職務を執行する。

2 清算人は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行して、決算報告書を総会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 (削除)

(役員任期)

第27条 (削除)

(清算人の解任)

第28条 清算人は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 清算人は、有償報酬とする。総会において別に定める報酬の支給基準に従っ

て算定した額を報酬等として支給することができる。

(清算人の損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、清算人が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として総会の決議により免除することができる。

第6章 理事会 (削除)

(構成)

第31条 (削除)

(権限)

第32条 (削除)

(招集)

第33条 (削除)

(決議)

第34条 (削除)

(議事録)

第35条 (削除)

(顧問及び相談役)

第36条 (削除)

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、令和7年3月29日に始まり翌年3月28日に終る。
但し、年度内に残余財産の確定が行われ、清算終了した場合にはその日とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 (削除)

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、解散事業年度終了後、清算人が次の書類を作成して、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。なお、清算終了したときは、遅滞なく決算報告を作成し、総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 一般の閲覧 (削除)

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 (削除)

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 (削除)

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 (削除)

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第46条 この法人に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関するこれまでの定めを変更する場合には、書面による正会員の議決を経て清算人が行う。

第11章 雑 則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関するこれまでの定めを変更する場合には、書面による正会員の議決を経て清算人が行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(4項、5項において「設立登記の日」とする。)から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は向殿政男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 一般法人法第106条に定める特例民法法人の社団法人私立大学情報教育協会の正会員である学校法人は、この法人の設立登記の日から、この法人の正会員となる。
- 5 一般法人法第106条に定める特例民法法人の社団法人私立大学情報教育協会の賛助会員、名誉会員は、この法人の設立登記の日から、この法人の賛助会員、名誉会員となる。
- 6 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律202条に定める公益法人の解散の翌日から施行する。